

しみず年金定期預金 商品概要説明書

(株)清水銀行
(2026年4月1日現在)

1. 取扱期間	2026年4月1日（水）～ 2027年3月31日（水）
2. 商品名	しみず年金定期預金
3. 販売対象	当行で公的年金をお受取りいただいている個人のお客さままたは 当行で以下に記載の年金等をお受取りいただいている個人のお客さま （新規に振込指定いただく場合も含みます） 年金等については、以下の種類とします。 （１）国民年金関連 ①障害基礎年金 ②遺族基礎年金 ③寡婦年金 （２）（旧）国民年金関連 ①老齢福祉年金 ②障害年金 ③母子年金 ④準母子年金 ⑤遺児年金 ⑥老齢特別給付金 （３）（旧）厚生年金関連（船員保険を含む） ①障害年金 ②遺族年金 ③通算遺族年金 ④特例遺族年金 ⑤寡婦年金 ⑥かん夫年金 ⑦遺児年金 （４）共済年金関連 ①障害年金 ②遺族年金 ③通算遺族年金 （５）各種手当関連 ①児童扶養手当 ②特別児童扶養手当 ③障害児福祉手当 ④特別障害者手当 ⑤福祉手当 ⑥医療特別手当 ⑦特別手当 ⑧健康管理手当 ⑨保健手当 ※下記の方についてはお取扱できません。 ・ 障害厚生年金、遺族厚生年金のみの受給者の方 ・ 障害共済年金、遺族共済年金のみの受給者の方 ・ 恩給等の受給者の方 ・ 重度心身障害者福祉年金の受給者の方 ・ 受給権資格があるが（証書を持っていたりも）実際に支給を受けていない方
4. 預入期間	1年（自動継続扱い、利払式）
5. 預入単位	100円以上（1円単位）、1,000万円以内 ※複数口座ご利用いただけますが、お預入総額は1,000万円までとさせていただきます。
6. 預入方法	通帳式(定期預金通帳)、証書式 ※新たにお預入れの方は、通帳式のみのお取り扱いとなります。
7. 商品内容	自由金利型定期預金（M型）＜以下「スーパー定期」という＞期間1年の自動継続扱いに準じた取扱いとなります。
8. 適用金利	お預入れ時のスーパー定期店頭表示利率（1年もの）＋当行所定の金利 ※2026年4月1日（水）～ 2027年3月31日（水）は、年0.1%上乗せとなります。 ※お預入れ期間中、継続して当行で公的年金等をお受取りいただく必要がございます。 ※上記金利の上乗せは初回満期日までとし、満期日以降は書替時のスーパー定期店頭表示利率（1年もの）＋当行所定の金利とさせていただきます。 ※中途解約の場合は当行所定の中途解約利率を適用いたします。

しみず年金定期預金 商品概要説明書

(株)清水銀行

(2026年4月1日現在)

9. 利息	①利払方法 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ②計算方法 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。 ③課税方法 ・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則20%(国税15%、地方税5%)ですが、2013年1月1日から2037年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます。
10. 金利情報の入手方法	店頭または当行ホームページでご確認いただけます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。
11. 中途解約	満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次のお預入れ期間に応じた利率(小数点第4位以下切捨て)によって計算し、この預金とともに支払います。 a. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率 b. 6ヶ月以上1年未満 預入日における自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率×50% ※但し普通預金利率を下回る場合は、解約日時点の普通預金利率を解約利率とします。
12. 手数料	不要です。
13. 特記事項	・本商品は、年金等のお受取口座があるお取引店でのみご利用いただけます。 ・本商品はATMおよびインターネットバンキングでのお取扱いはしていません。 ・本定期預金は預金保険制度の対象となります。 ※預金保険制度では、お一人様あたり「決済用預金の全額」および「決済用預金以外の預金保険制度の対象となる預金等の元本1,000万円までとその利息」が保護の対象となります。 ・金利情勢等に伴い、今後予告なく本定期預金の内容の変更、継続または取扱いを中止する場合がございます。 ・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高350万円まで非課税がご利用いただけます。（マル優の適用については窓口にお問い合わせください）
14. 契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772